

参議院文教委員会會議録 第二十九号

昭和三十九年五月二十六日(火曜日)
午前十一時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員

植木 光教君
木村篤太郎君
笹森 順造君
野本 品吉君
秋山 長造君
加瀬 完君
米田 勲君
柏原 ヤス君
赤松 常子君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 文部大臣官房長 蒲生 芳郎君
文部省初等中等教育局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

国立教育会館法案を議題とし、前回

に引き続き質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言願います。

○加瀬完君 研修の責任者は任命権者であり、研修の当事者は教育関係者であるわけですね。すると、何を研究させるか、あるいは何を研究したいかというところは、それぞれ教育委員会なり教育関係者自身がつまびらかなはずだということになりますね。教育会館にしても、これらの意向を明らかにいたしませんければ、効率のある研修というものを進めることができないわけですね。どういう方法で地域や個人の研修要望というものを察知いたしますか、この点をまず。

○政府委員(福田繁君) 教育会館がみずから行なう研修会等の業務につきましても、できる限りおっしゃるよう教育関係者の希望するような研修会を実施することが望ましいわけでございます。したがって、そういう場合におきましては、教育関係者の意向を反映させるという意味合いにおきまして、評議員等の中には教育関係者も若干名これに加わる、あるいはまたその他の学識経験者などの参加を願ひまして、できる限り広くこの教育関係者の意向を参酌して運営されることが望ましいわけでありまして、具体的事項につきましても、やはり教育委員会その他の教育機関の意向も十分くんで運営されることにならうかと思うのであります。

○加瀬完君 この教育会館で行なう講習会、研究会等は、文部省の代行で

もなく、特に管理職だけを対象にするものでもない、こういう点が前の御説明の中で確認されたと思いますが、そののとおり受け取つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては前回も申し上げましたように、教育会館として行ないます事業はあくまでサービスの事業でございます。したがって、文部省の代行とか、そういう趣旨のものではなく、自主的にこれは行なうものでございませう。

○加瀬完君 したがって、一般の教職員というものが対象になるわけでございますが、それらの研修の要望というものを聞くためには、評議員等の選定で考慮をするという御説明がございましたが、その評議員の問題でございますが、どういう基準で行なうことになりませうか。「教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者」ということがありますが、これはどういうことですか。それから、先ほどの御説明の、現場の先生方からものと、この御説明でございますが、それは、教育会館の業務の適正な運営をするために現場の教職員の意見というものが必要だと、こういう御認定だと思ひますが、その比率関係などはどのように大体御構想をお持ちでございますか。

○政府委員(福田繁君) 評議員につきましては、第十九条に、御指摘のように、「教育会館の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから」と、こう書いてございますので、そういうこの目的なり事業の運営につきまして、十分な知識経験等を持つておられる方々に評議員になつていただくかと思つておりますが、その大体的な考え方としては、もちろん教育関係の小学校、中学校、高等学校等の教職員の関係者の方々から、何名の評議員をお願いするということも考えております。また、都道府県や市町村等の教育委員会等の関係の方々から、りっぱな評議員をお願いするということも考えておるわけでございませう。そのほか学識経験者、あるいは特に教育関係の学識経験者、あるいは言論、文化関係の学識経験者というように、できる限り各方面の有識者にこれに加つていただきたいと考えておりますが、別に何名というようにはまだ考えていないわけでございませう。二十名の中で、そういう分野から評議員にできるだけりっぱな方々を御選考いただきたい、かように考えております。

○加瀬完君 各方面とおっしゃること、結局、一方的に評議員等を片寄らせないと了解してよろしゅうございませう。

○政府委員(福田繁君) そのとおりでございます。学校教育あるいは社会教育関係もございませうので、それらの各分野を含めて、学校教育、社会教育、あるいは文化関係、あるいは言論関係といったような、そういう広い意味から選考されるべきものだと思つておるわけでございませう。

○加瀬完君 文部大臣からの御説明もございましたように、二十条でございますが、施設を利用し、あるいは施設を提供するというのが主目的だということでございます。その施設を利用し、資質の向上のために学習する側の一般職員の意見というものが、やはり運営の上では取り上げられてこなければ効果があがらないということになるわけですね。そこで、小学校、中学校、高等学校というお話がございましたが、それは小学校の代表として校長さん方、高等学校を代表して高等学校の校長会の代表といったような形で、はなれて、そういったような方々も入るかもしれないけれども、実際、一般の、これを一番利用する必要がある、また利用しなければならぬ一般職員の代表というものが評議員の中には組み入れられると考えてよろしゅうございませう。

○政府委員(福田繁君) 職員の代表ということでございますが、具体的にはこれは非常にいろいろな考え方があると思ひます。私もとしては、できる限りそういう小学校、中学校、高等学校等の教育関係の意見が聞けるという意味合いにおきまして、そういう関係者からもこの評議員を選任したいという考えでございます。まだ具体的にどういう人、どういふ代表を入れるというようなことは考えていないわけでございます。

○加瀬完君 ですから、先ほど伺つたように、これは管理職のみを対象にして講習や施設を利用させるわけではな

いわけですから、講習を受けたり、施設を利用したりする大部分というものは、一般の管理職以外の教職員に限れば多いわけですから、そういう意味合いで、管理職ではない教職員の代表も評議員の構成の中には当然、入れると解釈してよろしゅうございますね。

○政府委員(福田繁君) それは管理職から選ぶか、管理職でない者から選ぶかというところは具体的な問題になりますけれども、広く私どもは適任者の中から文部大臣に選任していただくというのを考えております。管理職の者を絶対に否定するという考えでもないわけでございます。

○加瀬完君 管理職からとってはならないということではないのです。管理職からとることもあり得ますが、教育会館を利用する大部分のものは一般の教職員関係が多いですから、その一般の教職員関係の意見がスムーズに表現されるような評議員会でなければ効果はないわけですから、そこで、一般の職員の代表というものは当然評議員の中にも入り得るものと解してよろしいであろう、一方的に職員だけをとるといっているのではない、職員の意見が反映できるような構成をお考えになつておるかどうかということなんです。

○政府委員(福田繁君) 広く教育界の意見が聞けるような構成を考えたいと思っております。

○加瀬完君 的確に言ってください。一般の教職員の代表という者がいなければ、これは広く意見を聞くことにはならないでしょう。だから、お入れになるならお入れになる、お入れにならないということであれば、私たち

は広く意見が聞かれるとは思いませんから、これはまた出直しから始めなければならぬ。そういうことは率直に言つていただいてけっこうです。

○政府委員(福田繁君) 教職員の代表という考え方はないわけではございません、これはこの前も申し上げたわけでございますが、あくまでも個々の個人で評議員に適當な方がいらつしやるかどうかということが選考の基準になるわけではございません。そういう考え方で適當な人がいらつしやれば、これは当然参加し得るものと考えます。そういう観点から私どもは評議員会の構成を考えておるわけでありまして。

○加瀬完君 それは前例もあるわけですね。共済組合の運営委員会等は現場の代表というものを入れておるわけですが、それがいまして、何も現場の職員だけで評議員会をつくらなければいけないと私は言つておるわけではない。しかし、一番使う現場の代表が評議員会に出ないということは、教育会館そのものの効果もあがらないことになつてくる。そこで共済組合の運営委員会の例もあるわけですから、これらに準じた適當な措置が講じられてしかるべきではないか、こういう意味です。

○国務大臣(難波弘吉君) 評議員だけでこの問題は論じられる問題ではないと思ひます。評議員の数は御承知のように二十名ということになつておりますから、その中で私はできるだけ各方面の關係の方の御意見が反映するように持つてまいりたい。したがつて、現場の職員の事情もよくわかつているような人ももちろん選考の範囲に入れて差しつかえない、できるだけ關係の多くの人たちの考え方がこの評議員会を

通じて反映するようにしたいと考えております。これは入れるか入れないかという式の御質問になりますとお答えしにくいのであります。心持ちといたしては、いま申し上げたとおりであります。なお、この教育会館の運営に当たりましては、評議員二十人だけでいいのだというふうなものではないと思ひます。あくまでも教職員にとつて教職員の代表になるような施設としてこれが運営せられなければならぬと思ひます。したがつて、評議員という形だけでなく、この会の運営については常に關係者の向きの要望、希望というふうなものを考えつつやつてまいらうという心がまえでいかなければ遊離したものになつてしまふ、やはり教職員の方々にわれわれの会館だといふ、こういう心持になつてもらうことが大事だと思ひますので、そういう心持で運営してもらいたいと思つております。具体的な評議員の人数につきましては、何の代表といふことでは選考できないと思ひますけれども、現場の人たちの気持ちは十分反映せられるようなことにおいて、私ども選考上注意してまいりたいと考えております。

○加瀬完君 いろいろ各方面の意見、特にいま文部大臣が御指摘になりましたような、現場の教職員が自分たちの教育会館だといふ認識で教育会館のいろいろの事業に参画をするといふことでなければならぬ、そのとおりだと思ひます。それならば、正式に教育会館の業務が計画され、認定される第一段階は評議員会でございますから、この評議員会は、そういう意味合いで現場の要望というものが述べられ、そ

ういう機関に何人かの者を代表として迎える、この態勢というものはぜひこれはお約束をしていただかなければならぬものだと思ひます。これは、何も特定の団体の代表だけで評議員会を構成しようといふことを言つておるわけではございませんで、先ほども指摘いたしましたように、共済組合の運営委員会のようなものを準じて、各方面からそれぞれの代表を評議員会の中に入れるという原則というものを認めたいと思ひます。

○国務大臣(難波弘吉君) 共済組合の場合とは場合が違つたらうと思ひます。この役員のうち、評議員の構成につきましては、現場の方々の気持ちなり、あるいは状況なりというものについて十分認識を持った人にも入つてもらなければならぬ、このように考える次第でございます。この程度で御了承いただきたいと思います。

○加瀬完君 この教育会館では講習や研究集会が主催されるわけでありまして、文部省の場合は文部省設置法によりまして、その権限の行使は法律に従つてなされなければならないと規定されておりますから、もちろん、たとえば教育基本法の八条、九条、十条といふものは破らうと文部省として破るわけにはいかない、こういう法律の保障がございます。それが教育会館の場合はそういう保障といふのは何もない、これは教育会館において行なわれる講習や研修といふものが、政治的な中立あるいは宗教的中立といふものを確実に守らなければならないといふ保障がございますか。

○国務大臣(難波弘吉君) この教育会館は、申すまでもなく国立の教育会館でございます。その国立の教育会館が事業をやつてまいります上において、憲法あるいは教育基本法に沿わないような運営というものはあり得べからざるものと私は思ひます。そういう意味合いにおきまして、また、文部大臣は監督権を持つておるわけでございます。この教育会館が、基本法であるとか、そういったふうなものの趣旨に反するようなし運営が行なわれるとすれば、その監督権者として適當な処置をとつてまいらなければならぬ。さういふ心配はひとつないようになつてまいりたい。

○加瀬完君 教育会館法では十三条に役員の解任が規定されております。その二項に職務上の義務違反が規定されておりますが、この義務違反の内容といふものは、教育会館法では明瞭になつておりません。あるいは役員たるに適しないと認めるときはやはり解任ができることになつております。そこで、いま文部大臣の御説明をそんたくいたしますと、政治的中立や宗教的中立等、教育基本法や学校教育法等で定められておりますような、当然守らなければならない場合は、これは役員たるに適しない、あるいは義務違反が行なわれたとして解任または処罰されるものだと考えてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(難波弘吉君) 国立教育会館といふものを設けまして、教員の資質の向上をはかつていくといふ趣旨に反する行動をやる、反する考え方を持つております人といふような場合には、これは教育会館の役員たるに

一つの教育会館方式というものが生まれてくるおそれがあります。そういう教育会館方式、教育会館の教育の考え方といったようなものも、ここできつくり出す目的は全然ないと解してよろしゅうございますね。

○政府委員(福田繁君) そのとおりに運営されるべきものだと考えております。

○加瀬完君 しかし、この保障はこの教育会館法の中にも、あるいはどこにも現状においては無いわけですね。ただ、文部省の良心的監督というものを

期待する以外にはないわけですね。これらはやはり運営規定なり何なりで目的をはっきりと定むべきじゃないですかね。あるいは運営基準として幾つかの条件というものを定むべきじゃないですか。そういう御考慮はございませうか。

○政府委員(福田繁君) そういうことにならないように、評議員会等において十分やはり運営の方針については官庁の諮問に応じて御相談しながらいくというのがこの方式でございます。したがって、私もそれはそういう御指摘のありますような非常識な運営ということはあり得ないと考えております。

○加瀬完君 ならないようにするためには、法律でちゃんと規定をすべきです。法律で規定が現状においては手おくれだというならば、政令なり規則なりではやはり定むべきじゃありませんか。それを運営の基準も定めないので、評議員に勝手なことを言わせ勝手なことを相談してもいいようなことをさせておいて良識に待つといったって、それは法制定の手続としてははなはだ不備じゃないですか。

○政府委員(福田繁君) 御指摘の点はよくわかるのでございますが、教育会館は毎年度の予算なり事業計画というものをとりまして、それに基づいて文部大臣の認可を受けて事業を行なうわけでございます。したがって、毎年毎年実施をいたします事業については、十分、文部大臣がその辺は監督をいたしまして実行するわけでございますから、もしさようなおそれがあるとすれば、十分、文部大臣からその点を注意をして遺憾のないようにやるという

のがたてまえでございます。その意味での監督は十分できるような仕組みになっております。

○加瀬完君 これからでも文部省令なり教育会館の運営規定なりで幾らでもつくれるじゃありませんか。種々問題になっておるような点は、万遺漏がないためにはそういう省令なり規則なりできちんと制定をすべきです。それは制定がしてあれば、どんな評議員に変化があろうとも、あるいは文部省の監督側の方たちがどうか変わろうとも、一応の基準というものはあるわけですから、これは正常な運行というものの期待できます。それは国民に対する一つの義務だと思ふ。将来そういう点で十分お考えになるお気持はありませんか。

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げたとおりでございますが、これは教育会館自体が運営の方針としてはきめる事柄でございますので、もしそういった方針等について何か定款等に掲げておきたいということであれば、これはまた別の問題でございますが、定款に基本的な考え方というものを書く場合も絶無ではございません。そういう点は十分今後注意をまいりたいと考えております。

○加瀬完君 私はいま教育会館の代表に聞いているんじゃない。教育会館というものができて、これをここでいまい何か財団法人みたいなものができて、それが国立に移管するとか何とかいう問題ではない。文部省が国立教育会館というものをつくって、それを特殊法人にして出させようとしているわけですから、そうであるならば、監督権は文部大臣にあるんだから、文部省自身

だつて監督の基準というものは明確にすべきだ。あるいは監督の基準に違反しないように、みずから運営規定をこれは会館につくらせる義務がある。将来この点は研究をして、少なくとも事態の経過によつて監督の方針や内容が変わるということのないようにしていただきたいと思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(難波弘吉君) 御趣旨はよくわかるわけでございますが、ただ、私ももしましては、先ほど来お尋ねになりましたような事柄については、あらためて規定を設ける必要のないことだ、当然のことだというふうに思つておるわけでありまして。したがって、それに基づいて何か基準をつくるのか、規則をつくるのかというふうなこととは、いま考えておるわけじゃございません。国立教育会館の運営の実態というものを対して常に注意を怠らずに、われわれがいわば監督の立場で見守つておれば大体よろしいんじゃないかと思ふのであります。ただ、非常に熱心に言つていらつしやいます。決してその御趣旨がどうかこうとかというわけじゃございません。御心配の点はわかるわけでございます。そういうことではありますならば、いまのような問題につきましては、今後十分、文部省といたしまして御趣旨のあるところを頭に置いて考えてまいりたいと思ひます。ここで基準をつくりましようとか、省令を出しましようというところまで申し上げるのは、私はいまのところ必要ないと、こんなふうにお考えしておりますけれども、御趣旨の点はよくわかりますので、さらにまた今後の検討問題として検討させていただきます。

思ひます。

○加瀬完君 さらに一点伺ひたいのは、施設設備を提供するということが教育会館の第一の目的であるとすれば、施設設備の重点が視聴覚教育とか、語学講座ということ以上に、いまこれは政府の人づくり政策の上でも指摘されておりますように、技術教育の問題、科学教育の問題、こういう点の教育ということにもっとサービス精神を発揮すべきだと思ふわけですね。将来は科学教育、技術教育、こういった方面のサービス機関としての設備が充実されるものだと考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(福田繁君) 私どももできる限り御趣旨のような設備を充実したいと考えております。しかし、これは会館が発足いたしました十分検討してもらいたいと考えておるわけでございます。

○加瀬完君 くだいようですけれども、教育会館での講習会は、政府の人づくり政策による徳性の涵養とか、愛国心情の養成といったいわゆる精神面の人づくりのため、これが養成の任にかなうような教師をつくることではない、これは一応了解をいたしました。しかし、考え方にはどうも精神主義が強過ぎる。金がかからなくて、精神面の強調だけで資質の向上というものを狭いワツで考えておりますけれども、これは御存じのように、もう西欧各国のいわゆる教育改革の方向を見たら、精神面なんかを取り上げて問題にしている国なんかどこにもありません。具体的にどうすれば技術革新とか、あるいは科学改造とか、こういった面の人づくりができるかというこ

足してみまして、政府その他のいわゆる第一号の仕事がどの程度あるか、また教育会館独自で施設を活用する余地がどの程度あるかどうかというところならぬと申すのでありまして、御趣旨につきましては異存はございません。

○加瀬完君 これで質問を終わります
が、何も、教育というのは一つの精神活動ですから、精神がゼロでいいということじゃない。しかし、精神面の強調などということをやいま教育改革の面で取り上げている例というのは少なく

て、もつと具體的な教育諸条件の整備でございませうとか、あるいは教育の長期計画の面でありますとか、そういったように、人材養成計画といつても、日本のように予算もなければ、あるいは財政の裏づけも少なくて、ある

程度安上がりな精神主義で片づけようという傾向は非常になくなってきているんじゃないか。特に技術訓練とか、科学訓練とかいうものではないぶん金をかけている。ですから、そういう方向に教育会館も予算の幅をふとらして

○委員長(中野文門君) 他に御発言も
いただきたいということなんでありま
して、これはぜひ各国の教育改革の情
勢というものについても文部省も御検
討をいただきたいと思うわけです。大
体この程度です。

なければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかに

にしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願います。

部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中野文門君） 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は

多數をもつて可決されました。

以上の結果、本案は多數をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、おはかりいたします。先ほど理事各位の御協議で決定いたしました。

た附帯決議案を便宜私より提案いたしました。
まず、案文を朗読いたします。
国立教育会館法案に対する附帯決議(案)
国立教育会館の行なう研究集会、

講習会等は、民主的な運営を図り、教育基本法の精神にのっとり、教育関係者の研修を援助するように努めなければならぬ。

ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よって、ただいまの附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

文部大臣より発言を求められましたので、これを許します。灘尾文部大臣。

○国務大臣（灘尾弘吉君） 政府といたしましては、国立教育会館法並びに附帯決議の趣旨に沿って国立教育会館が

運営されますよう、十分注意を払う所存でございます。

県私立幼稚園PTA連
合会内 増田静

紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第二二一九号と同
じである。

第二五三九号 昭和三十九年五月八
日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する
請願

請願者 岐阜市菊地町一ノ一五
いずみ幼稚園内岐阜県
私立幼稚園連合会内
浅野龍教

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二二一九号と同
じである。

第二五九二号 昭和三十九年五月十
二日受理

日本学校安全会法の一部改正に関する
請願

請願者 富山市赤江町二七藤園
幼稚園内富山県私立幼
稚園PTA連合会内
鈴木福子

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二一九号と同
じである。

第二五四〇号 昭和三十九年五月八
日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 岐阜市菊地町一ノ一五
いずみ幼稚園内岐阜県
私立幼稚園連合会内
浅野龍教

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二二一九号と同
じである。

じである。

第二五四一号 昭和三十九年五月八
日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 鹿兒島市松原町一三た
ちばな幼稚園内鹿兒島
県私立幼稚園PTA連
合会内 増田静

紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第二二二〇号と同
じである。

第二五九三三号 昭和三十九年五月十
二日受理

幼稚園教員確保に関する請願

請願者 富山市赤江町二七藤園
幼稚園内富山県私立幼
稚園PTA連合会内
鈴木福子

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二二〇号と同
じである。

第二五四二二号 昭和三十九年五月八
日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負
担解消に関する請願

請願者 鹿兒島市松原町一三た
ちばな幼稚園内鹿兒島
県私立幼稚園PTA連
合会内 増田静

紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同
じである。

第二五四三三三号 昭和三十九年五月八
日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負
担解消に関する請願

担解消に関する請願

請願者 岐阜市菊地町一ノ一五
いずみ幼稚園内岐阜県
私立幼稚園連合会内
浅野龍教

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二二二三号と同
じである。

第二五九四四号 昭和三十九年五月十
二日受理

私立幼稚園園児の父兄の教育費二重負
担解消に関する請願

請願者 富山市赤江町二七藤園
幼稚園内富山県私立幼
稚園PTA連合会内
鈴木福子

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二二二三号と同
じである。

第二五五五五号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡津久
井町三ヶ木一、一二〇
本田三七外六千七百三
十一名

紹介議員 河野謙三君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五五六六号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町
大字松橋一七 野崎
スガ子外千六百六十六名

紹介議員 北口 龍徳君

この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五五七七号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 熊本市呉服町一丁目
松岡義昌外五百六十二
名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五五八八号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡南小国村
立岩 宇都宮進外二百
一名

紹介議員 野上 進君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五五九九号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 熊本県荒尾市一部一四
三 横田義久外千九十
名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五六〇〇号 昭和三十九年五月九
日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

一、八六九 大沢文次
郎外五千六百七十七名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第四〇三三号と同じ
である。

第二五六一一号 昭和三十九年五月九
日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請
願

請願者 岐阜県揖斐郡久瀬村大字
外津汲 河合義男外五
十二名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同
じである。

第二五六六六号 昭和三十九年五月十
二日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請
願

請願者 大阪市天王寺区勝山通
三ノ四八 福原常蔵外
五十二名

紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一七七二号と同
じである。

第二五六二二二号 昭和三十九年五月九
日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 北海道上川郡東鷹栖村
字近文十線二十一号
青木昇外四名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第九〇三三号と同じ
である。

昭和三十九年六月一日印刷

昭和三十九年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局